

第1章 プランの概要

1. プラン策定の趣旨

平成11年6月に公布・施行された男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会とは「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」として定義されています。

社会や経済が大きく変動する中で、男女共同参画に取り組み、職場、家庭、地域において男女がそれぞれの個性と能力を十分に生かし、多様性に富んだ、活力ある社会の実現が求められています。

国においては、平成11年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、平成12年12月には「男女共同参画基本計画（第1次）」、平成17年には「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定され、その後も男女共同参画に関わる様々な課題の調査研究と審議、施策の推進が行われています。

愛知県においても平成13年に「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして」が策定され、平成18年にはプランの見直しが行われ、新たな取り組みを必要とする分野の設定や数値目標の拡大による男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが進められています。

このような流れを受け、本市においても地域の実情・特性を踏まえつつ、家庭や地域社会、職場などあらゆる分野における男女共同参画を進めるため、清須市における男女共同参画社会の実現に向けた施策や事業の基本となる男女共同参画プランを策定するものです。

2. 男女共同参画の歩み

国の動向

■1975年（昭和50年）～

わが国においては、「国際婦人年」を契機として、1975年（昭和50年）、内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設置されました。1977年（昭和52年）には、向こう10年間の女性に関する行政の課題及び施策の方向を明らかにした「国内行動計画」が策定され、1981年（昭和56年）にはその目標設定のため「国内行動計画後期重点目標」が策定されました。

■1985年（昭和60年）～

1985年（昭和60年）には、「男女雇用機会均等法」の制定をはじめとする法律・制度の整備を行うとともに、国連で採択された「女子差別撤廃条約」を批准しました。さらに、1987年（昭和62年）には「ナイロビ将来戦略」を受けて、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定されています。1991年（平成3年）には、この計画が見直され、あらゆる分野に男女が平等に共同して参画する「男女共同参画型社会の形成」を目指し、積極的な施策が推進されることになりました。

■1994年（平成6年）～

1994年（平成6年）、政府は「婦人問題企画推進部」を「男女共同参画推進本部」へ改め、総理府に「男女共同参画室」を設置するとともに、「男女共同参画審議会」を設置しました。男女共同参画審議会では、1996年（平成8年）に「北京宣言及び行動綱領」を受けて「男女共同参画2000年プラン」が策定され、21世紀初頭を目標とした施策の方向性が示されました。また、1997年（平成9年）には「男女雇用機会均等法」の改正が行われ、育児・介護休業制度の見直しや、新たにセクシュアル・ハラスメント^{※1}に関する規制等が盛り込まれました。

■1999年（平成11年）～

1999年（平成11年）6月には、男女共同参画社会の形成に関する基本理念や国、地方公共団体、国民の責務等を定めた「男女共同参画社会基本法」が施行され、これに基づき、2000年（平成12年）12月には「男女共同参画基本計画」が策定されました。この計画では、11の重点目標が掲げられ、男女共同参画社会の実現に向けて2010年までに取り組む

※1 セクシュアル・ハラスメント

「性的いやがらせ」という意味で用いられる言葉である。労働や教育など、公的な場における社会関係において、他者を性的対象物におとしめるような行為を為すこと。特に、労働の場において、女性に対して、女性が望んでいない性的意味合いをもつ行為を、男性が行うこと。

べき施策の方向性と、2005年までに実施すべき具体的な施策が示されました。さらに、2005年（平成17年）12月には「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定され、10の重点目標が掲げられています。2008年（平成20年）3月にはフォローアップが行われています。

この間、2001年（平成13年）には内閣府に「男女共同参画会議」と「男女共同参画局」が設置され、「男女共同参画週間」を設ける等、国民に対する啓発の取り組みが強化されました。また、同年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（配偶者暴力防止法）が施行され、2004年（平成16年）には、一部改正されるとともに、「配偶者暴力防止法に基づく基本方針」が策定され、2008年（平成20年）1月にはさらに全面的な見直しが行われています。

また、雇用の面においては、2007年（平成19年）11月には「男女雇用機会均等対策基本方針」が策定され、実質的な男女雇用機会均等の確保を目指すためのポジティブ・アクション^{※1}の一層の推進を図ることとされています。2007年（平成19年）7月には「ワーク・ライフ・バランス^{※2}」推進の基本方向が示され、同年12月には関係閣僚、経済界、労働界、地方公共団体の代表などからなる「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」で、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び国・地方自治体や企業の具体的な取り組みや政策の方針を示した「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が合意され、2008年（平成20年）1月には内閣府に「仕事と生活の調和推進室」が設置されています。

愛知県の動向

■2001年（平成13年）～

愛知県においては、2001年（平成13年）3月に男女共同参画の推進に関する基本的な計画「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」が策定されました。そして、2002年（平成14年）4月には、県、県民、事業者の取り組みの基本的な方向を明らかにした「愛知県男女共同参画推進条例」が施行されています。

そして、2006年（平成18年）10月には見直しが行われ、国の第2次男女共同参画基本計画を受けて、「女性のチャレンジ支援」及び「新たな取組を必要とする分野への男女共同参画の推進」を基本的課題として新たに設定するなどしています。また、数値目標項目の拡大・目標数値の引き上げを行っています。

※1 ポジティブ・アクション

積極的改善措置と訳されている。さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に改善するもので、個々の状況に応じて実施していくもの。

※2 ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のこと。

国の男女共同参画会議では「老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態」と定義されている。

3. プランの期間

このプランは、平成 21 年度を初年度とし、平成 30 年度までの 10 か年とします。中間年度となる平成 25 年度に見直しを行います。

ただし、期間内にあっても事業の進捗状況や社会情勢の変化等により、必要に応じて計画の見直しを行います。

4. プランの性格

このプランは、「男女共同参画社会基本法」の第 14 条第 3 項に基づき、清須市において男女共同参画社会の実現をめざす計画です。

このプランは、国の「男女共同参画基本計画」(第 2 次)・愛知県の「あいち男女共同参画プラン 21 (改訂版)」の趣旨を踏まえて策定しています。

このプランは、男女共同参画社会を実現していくための基本的な方針をあきらかにするとともに、施策を総合的、体系的に推進するために策定したものです。

市の最上位計画である「清須市第 1 次総合計画 2007」では「水と歴史に織りなされた安心・快適な環境都市」を将来像に、その実現をめざし「健康で思いやりのあふれるまちづくり」のなかで、「男女共同参画社会の推進」が位置づけられています。このなかで、男女共同参画基本計画の策定が明記され、職場や地域、家庭における意識改革と参画の仕組みづくりを促進することがうたわれており、男女共同参画推進の基本的な取り組みと具体的施策について示します。

さらに、教育、福祉、保健をはじめとする市の様々な個別計画との整合を図り推進していきます。

策定にあたっては、「男女共同参画に関するアンケート」の結果、市民団体へのヒアリング調査やパブリックコメントなど市民の方々から、さまざまな方法によってご意見やご提案をいただき、「清須市男女共同参画プラン策定委員会」において検討しました。

男女共同参画基本計画（第2次）の概要

【12の重点分野】

1. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
2. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
3. 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
4. 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立
5. 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援
6. 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備
7. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
8. 生涯を通じた女性の健康支援
9. メディアにおける男女共同参画の推進
10. 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実
11. 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献
12. 新たな取り組みを必要とする分野における男女共同参画の推進

あいち男女共同参画プラン 21（改定版）の概要

【基本方針】

- ①基本的視点の確立
 - ◆ジェンダー（社会的性別）の視点の定着
 - ◆エンパワーメント（女性が力を持った存在になること）の促進
 - ◆パートナーシップ（対等な協調・協力関係）の確立
- ②積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進
- ③施策の進捗状況の検証及び結果の公表

【施策体系】

基本目標	重点目標
男女共同参画社会の実現	I 人権の尊重と男女共同参画社会に向けての意識改革
	II あらゆる分野への社会参画の促進
	III 就業環境と就業条件の整備
	IV 生涯にわたる心身の健康と生活の充実
	V 計画の推進